

令和2年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県内の介護サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通常の介護サービスの提供時には想定されないかかり増し経費等が発生した場合に、介護サービスを継続して提供できるよう支援することを目的に、令和2年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和2年7月31日施行。以下「実施要綱」という。）、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、実施要綱に定める介護サービス事業所・介護施設等に対して県が補助する事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	実施要綱別添に規定する額	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、実施要綱3（1）及び（2）の事業の合計額の20%を超える増減以外の変更とする。
- (2) 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の変更について知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第1号）

に次条に規定する変更後の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (3) 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- (4) 事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書（別記様式第3号）を知事に提出し指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第22条ただし書きの規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 規則第22条の規定により、財産処分について知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第4号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- (9) 規則第22条ただし書きの規定により知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める処分制限期間を経過するまでの期間とする。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記様式第5号）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月28日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。
- (11) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類

を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

第5条 この補助金の交付の申請は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定までの標準的期間）

第6条 知事は前条に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第6号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 この補助金の事業実績報告は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に关系書類を添え、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和3年4月15日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、第4条第1項第3号により事業の中止又は廃止の承認を受け

た場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日まで
に知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者等は、実績報告書の提出に当たり、第5条第2項ただし書の補助
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場
合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告し
なければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額
を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分に
ついて県に返還することを命ずる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。